

# 全 員 協 議 会 次 第

日 時 平成 22 年 11 月 29 日 (月)  
午前 11 時  
場 所 第 1 ・ 第 2 委 員 会 室

## 【 協 議 事 項 】

- (1) 盛岡市職員給与支給条例等の一部改正について

盛岡市職員給与支給条例等の一部改正について

平成 22 年 11 月 29 日

総 務 部

1 提案理由

国・県の例に準じ、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当並びに常勤の特別職の職員、市議会議員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和 24 年条例第 2 号）の一部改正

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。

・再任用職員以外 平均 75,300円

区分		現行	改定(22年度)	改定(23年度以降)
6月期	期末手当	1.25	1.25	1.225
	勤勉手当	0.70	0.70	0.675
12月期	期末手当	1.50	1.35	1.375
	勤勉手当	0.70	0.65	0.675
合計		4.15	3.95	3.950

・再任用職員

区分		現行	改定(22年度)	改定(23年度以降)
6月期	期末手当	0.65	0.65	0.650
	勤勉手当	0.35	0.35	0.325
12月期	期末手当	0.85	0.80	0.800
	勤勉手当	0.35	0.30	0.325
合計		2.20	2.10	2.100

(2) 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 2 号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおりとする。 市長 16%

	現行	改定(22年度)	改定(23年度以降)
6月期	1.45	1.45	1.40
12月期	1.65	1.50	1.55
合計	3.10	2.95	2.95

- (3) 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおりとする。 議員 11 名

	現行	改定(22 年度)	改定(23 年度以降)
6 月期	1.45	1.45	1.40
12 月期	1.65	1.50	1.55
合計	3.10	2.95	2.95

- (4) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 63 号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおりとする。

	現行	改定(22 年度)	改定(23 年度以降)
6 月期	1.45	1.45	1.40
12 月期	1.65	1.50	1.55
合計	3.10	2.95	2.95

### 3 施行期日

平成 22 年 12 月 1 日

ただし、平成 23 年度以降分の支給割合については、平成 23 年 4 月 1 日

# 条 例 議 案 の 概 要

—平成 22 年 11 月臨時会—

目 次

議案第 100 号 盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について …… 1

議案第 100 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国・県の例に準じ、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当並びに常勤の特別職の職員、市議会議員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和 24 年条例第 2 号）の一部改正

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。

・再任用職員以外

区分		現行	改定(22年度)	改定(23年度以降)
6月期	期末手当	1.25	1.25	1.225
	勤勉手当	0.70	0.70	0.675
12月期	期末手当	1.50	1.35	1.375
	勤勉手当	0.70	0.65	0.675
合計		4.15	3.95	3.950

・再任用職員

区分		現行	改定(22年度)	改定(23年度以降)
6月期	期末手当	0.65	0.65	0.650
	勤勉手当	0.35	0.35	0.325
12月期	期末手当	0.85	0.80	0.800
	勤勉手当	0.35	0.30	0.325
合計		2.20	2.10	2.100

(2) 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 2 号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおりとする。

	現行	改定(22年度)	改定(23年度以降)
6月期	1.45	1.45	1.40
12月期	1.65	1.50	1.55
合計	3.10	2.95	2.95

- (3) 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおりとする。

	現行	改定(22年度)	改定(23年度以降)
6月期	1.45	1.45	1.40
12月期	1.65	1.50	1.55
合計	3.10	2.95	2.95

- (4) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号)の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおりとする。

	現行	改定(22年度)	改定(23年度以降)
6月期	1.45	1.45	1.40
12月期	1.65	1.50	1.55
合計	3.10	2.95	2.95

### 3 施行期日

平成22年12月1日

ただし、平成23年度以降分の支給割合については、平成23年4月1日



議案第 100 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について  
盛岡市職員給与支給条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成22年11月29日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例

(盛岡市職員給与支給条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第33条の 4 第 2 項中「 100分の 150」を「 100分の 135」に改め、同条第 3 項中「 100分の 150」を「 100分の 135」に、「 100分の85」を「 100分の80」に改める。

第33条の 5 第 2 項第 1 号中「 100分の70」を「 100分の65」に改め、同項第 2 号中「 100分の 35」を「 100分の30」に改める。

第 2 条 盛岡市職員給与支給条例の一部を次のように改正する。

第33条の 4 第 2 項及び第 3 項中「 100分の 125」を「 100分の 122.5」に、「 100分の 135」を「 100分の 137.5」に改める。

第33条の 5 第 2 項第 1 号中「 100分の65」を「 100分の67.5」に改め、同項第 2 号中「 100分の 30」を「 100分の32.5」に改める。

(盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例(昭和26年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「 100分の 150」を「 100分の 135」に、「 100分の 165」を「 100分の 150」に改める。

第 4 条 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「 100分の 125」を「 100分の 122.5」に、「 100分の 145」を「 100分の 140」に、「 100分の 135」を「 100分の 137.5」に、「 100分の 150」を「 100分の 155」に改める。

(盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 5 条 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「 100分の 165」を「 100分の 150」に改める。

第 6 条 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「 100分の 145」を「 100分の 140」に、「 100分の 150」を「 100分の 155」に改める。



(盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第8条 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

#### 提案理由

国・県の例に準じ、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当並びに常勤の特別職の職員、市議会議員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

報告第 23 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成22年11月29日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成22年 9 月 30 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所   
氏名 
- 2 損害賠償の額 金32,400円也
- 3 損害賠償の原因

平成22年 8 月 4 日盛岡市東松園一丁目地内の市道清水頭西松園二丁目 1 号線から自動車でコンビニエンスストアに進入中、歩車道境界乗入れ部分が破損していたため、境界ブロックの破片により車両を損傷したことによる。

報告第 24 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成22年11月29日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成22年10月 6 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所   
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 359,610円也
- 3 損害賠償の原因

平成22年 4 月 30 日岩手銀行材木町支店前の交差点において、前方歩行者を横断させるため相手方車両が停車したが、公用車の停車が間に合わず、接触し、相手方車両後部が損傷したことになる。

報告第 25 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成22年11月29日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成22年10月 7 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方



2 損害賠償の額 金 112,450円也

3 損害賠償の原因

平成22年 8 月23日盛岡市役所本庁舎裏駐車場に駐車するため並んでいた際、車両天井部にケヤキの枝が落下し、車両を損傷したことによる。

報告第 26 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成22年11月29日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記請負契約の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

請負契約件名	変更内容	専決処分年月日
(仮称) 盛岡市歴史文化施設展示製作業務に係る請負契約	契約金額「 425, 250, 000 円」を「 433, 749, 750 円」に改める。	平成22年11月22日